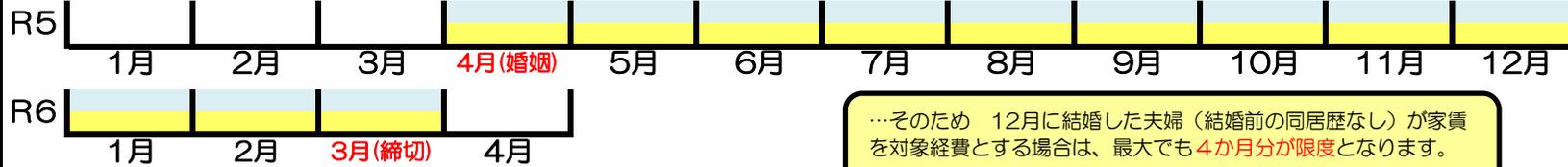


上松町結婚新生活支援補助金 「支払対象期間」と「申請可能期間」について

申請可能期間 支払対象期間

この期間内に対象経費を支払う必要があります。

例① R5.4.1に婚姻届を提出した場合



…そのため 12月に結婚した夫婦（結婚前の同居歴なし）が家賃を対象経費とする場合は、最大でも4か月分が限度となります。

解説 4～12月に婚姻届を提出した場合、申請は婚姻日から翌年の3月末の間までにしなければなりません。
例①で家賃を対象費用とする場合、「4月～翌年3月の計12か月分」を対象とすることができます。

住居費用とは？

- ・住宅の新築費用
 - ・住宅の購入費用
 - ・住宅の賃借料（家賃）※
 - ・敷金
 - ・礼金
 - ・共益費
 - ・仲介手数料
 - ・保証金等 のことです。
- ※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、その手当分は対象外

例② R5.7.1に婚姻届を提出したが、R5.5.1から同居を始めていた場合



解説 婚姻届の提出以前から同居をしていた場合は、同居開始日から対象期間としてカウントすることができます。（※ただし、その年度の4月より以前の期間は対象外です）
例②の場合、最大で「5月～翌年3月の計11か月分の家賃」を対象費用に出来ます。

引越費用とは？

新築or購入or賃借した住居へ引越をした際の引越業者への支払費用 のことです。
※備品や家具の購入費は対象外

例③ R6.1.1に婚姻届を提出した場合



解説 1～3月に婚姻届を提出した場合も申請期限は3月末までとなります。
例③の場合、最大「1月～3月の計3か月分の家賃」を対象費用に出来ます。

ただし…
対象期間内に補助上限額（30万円or60万円）を使いきれなかった場合は、**次年度に再申請**することで、差額分を受給できます！

補助上限額－当年度実績額＝次年度申請可能額

また…
3月中に婚姻届を提出したご夫婦に限り、次年度（の4月～翌3月）中に申請することもできます。

リフォーム費用とは？

婚姻を機に住宅をリフォームした工事費用 のことです。
※家電家具の購入・設置費は対象外

住居費用+引越費用+リフォーム費用=対象経費例

家賃	月2万×5か月分=10万円
共益費	月2千×5か月分=1万円
敷金	4万円
礼金	3万円